

# 「居宅介護支援」重要事項説明書

<指定居宅介護支援事業所> 浜中町ケアマネジメントセンター

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(北海道指定 第 0174300012 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## ☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## 1. 事業者

- (1) 事業者名 地方公共団体 浜 中 町  
(2) 事業者所在地 厚岸郡浜中町湯沸445番地  
(3) 電話番号 0153-62-2111  
(4) 代表者氏名 浜中町長 齊藤 清隆

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所  
平成12年4月1日 北海道指定 0174300012号

- (2) 事業の目的 居宅介護支援（ケアマネジメントサービス）
- (3) 事業所の名称 浜中町ケアマネジメントセンター
- (4) 事業所の所在地 厚岸郡浜中町湯沸445番地 浜中町役場内
- (5) 電話番号 0153-62-2194
- (6) 事業所長（管理者）氏名 阿部 美咲子

#### (7) 当事業所の運営方針

- ①要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう援助を行います。
- ②利用者の意思を尊重し、提供される居宅サービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に事業を行います。

(7) 開設年月日 平成12年4月1日

## 2. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 浜中町全域

#### (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金（祝日、12月29日～1月3日は除く）
受付時間	午前8時30分～午後5時15分
営業時間	午前8時30分～午後5時15分

## 3. 職員の体制

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
1. 事務所長（管理者）	保健師	1	—	従業者及び業務の管理	1名
2. 介護支援専門員		1	—	居宅支援サービス	1名

## 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。  
当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

#### (1) サービスの内容と利用料金（契約書第4～9条参照）

#### ＜サービスの内容＞

- ①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握

したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

## ＜居宅サービス計画の作成の流れ＞

①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公正中立に基づいて適正に契約者又はその家族に対して提供し、契約者にサービスの選択を求めます。

③介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

### ②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

### ③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計

画を変更します。

#### ④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

#### <サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定（契約書第9条に定める厚生大臣が定める料金規定とは、別表に示したものである。）に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1月あたり要介護度に応じて下記の料金を頂き、後日浜中町の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

別表

要介護1・2のサービス利用	要介護3～5のサービス利用
12,490円	16,230円

注1 上記の金額は、特別地域居宅介護支援加算として、所定金額に15%を加算しています。

### 5. 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- (2) 当事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

### 6. 苦情の受付について

#### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 浜中町ケアマネジメントセンター

[サービス提供責任者] 阿部 美咲子

電話 0153-62-2194

○受付時間 月曜日～金曜日

午前8時30分から午後5時15分まで

## (2) 行政機関その他苦情受付機関

浜中町役場 保険課	所在地 浜中町湯沸445番地 電話番号・FAX 0153-62-2319 (FAX) 62-2114 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分まで
北海道国民健康保険団体連合会(苦情相談専用直通電話)	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号 011-231-5175 (FAX) 011-233-2178 受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時まで

年　月　日

◇指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

浜中町ケアマネジメントセンター  
説明者職名 サービス提供担当者 氏名

印

◇私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

(利用者) 住所  
氏名

印

(家族) 住所  
氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用者申込書又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。